

講師は弁護士です

## ☆女性のための法律講座☆ よくわかる離婚講座

「離婚」を考え、決断する時に必要になる基礎的な法律知識と、自分では気がつきにくい DV・モラハラとは何か、どのようにしたら良いかを、豊富な事例に基づき、わかりやすくお話しします。具体的に考えている方も、漠然とした不安をお持ちの方も、質問時間をたっぷりとっていますので、どうぞご参加ください。



日程 (2022 年)	時間	講師 (弁護士)
7月19日(火)	14:00~16:00	白石美奈子
8月9日(火)	10:00~12:00	白石美奈子
8月27日(土)	13:30~15:30	宮下真理子
9月20日(火)	14:00~16:00	白石美奈子

\*内容は全て同じです

★参加費：1,500 円      ★会場：横浜 YWCA (裏面に地図)

★対象：女性のみ      ★定員：約 15 名 (先着順)

★申込み：要申込み。下記の連絡先まで、FAX・メール・お電話にて、お名前(通称可)と電話番号をご連絡下さい。(FAX は、裏面申込用紙にご記入の上、そのままお送りいただけます)

※ 託児が必要な方は、できるだけ1週間前までにご相談ください。(お1人につき700円)

★新型コロナウィルス感染予防のため、当日、以下の点をお願いいたします。

※マスクの着用をお願いします。

※発熱・体調不良の方は、ご参加をご遠慮ください。(キャンセル料はありません)

**※モラハラとは？**  
精神的な嫌がらせ。モラル・ハラスメント。例えば「なぜできないんだ」などの言葉や態度による暴力が多く、被害者は精神的に追い詰められ、冷静な判断ができなくなることがあります。大声で叫んだり、ヒステリックに振る舞い、それをまた加害者から責められる、しかしその行動こそ、モラハラの深刻さを物語るものです。

本講座終了後に、講師による個別の弁護士相談の予約を承ります。

【横浜 YWCA は、法テラス指定相談場所です。】

★お1人60分の有料相談(60分1万円)となります。

★経済的に困難な方は、法テラスの無料法律相談が受けられますので、ご相談ください。

● 7月19日受講者 → 相談日：7月26日(火) 13:00 ~

● 8月9日受講者 → 相談日：8月23日(火) 10:00 ~

● 8月27日受講者 → 相談日：9月3日(土) 12:30 ~

● 9月20日受講者 → 相談日：9月27日(火) 13:00 ~

注) 弁護士相談の日程は変更になる場合がございます。相談枠には限りがあります。

相談の予約時間はお申込順です。時間の指定はできません。ご了承ください。



申込み・問合せ：公益財団法人 横浜 YWCA

電話：**045-681-2903** FAX：**045-662-0926**

メール：[info@yokohama-ywca.jp](mailto:info@yokohama-ywca.jp)

# 「よくわかる離婚講座」申込用紙

FAX 送信先 **045-662-0926** ※ご記入の上、このまま送信いただけます。

参加日	7月19日(火) / 8月9日(火) / 8月27日(土) / 9月20日(火)
名前	
電話番号	FAX あり・なし (○をつけてください)
託児	不要 / 要 お子様の年齢 ( )
ご要望等あれば	

ご記入いただいた個人情報は、横浜 YWCA の講座運営のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

## 会場へのご案内

- ・ JR 京浜東北・根岸線「関内駅」南口、  
「石川町駅」北口より 徒歩 7 分
- ・ 市営地下鉄「関内駅」 1 番出口より徒歩 8 分
- ・ みなとみらい線「日本大通駅」 2 番出口より徒歩 10 分

※**YMCA と間違えやすいのでご注意ください。**



講座の他に、相談事業も行っております。045-681-2903 まで、ご連絡ください。(※電話相談はしていません)

### 心理カウンセリング

心の問題や、生きづらさについて、心の専門家が、じっくりとお話を伺います。

- 相談実施日：(月)午前、(水)午前・午後・夜間(第1&3水のみ)、(木)午前・午後、(金)午前・午後、(土)午前・午後
- 料金：初回のみ 80 分 8,200 円。2 回以降 50 分 6,200 円。(※生活保護受給者の方は半額)

### 横浜 YWCA「ゆう」は、

横浜 YWCA は女性のための女性による国際 NGO 団体です。ボランティア活動や、カフェ運営などを行っています。

この中で「ゆう」は、DV 被害を受けた方など、生きづらさを抱える女性への支援をしています。

コロナ禍の「ステイホーム」により、DV や児童虐待など、家庭内での暴力がより増幅されている今、暴力を受けた女性の相談の場として、横浜 YWCA では、これからも引き続き、生きづらさを抱えている女性のために、一助となるべく、支援を続けていきたいと思っています。

ぜひみなさまからの、横浜 YWCA への活動へご支援・ご協力をお願い申し上げます。

■ 郵便口座番: 00220-5-16246 ■ 口座名義: 公益財団法人 横浜 YWCA

**主催**：「ゆう」は暴力を受けた女性のための支援事業です。一人ひとりの女性が、その人らしく、安心、安全、健康に生きていけるように願い、弁護士、カウンセラー、元相談員等の専門家と共にボランティアが活動しています。

### 申込み・お問い合わせ：横浜 YWCA「ゆう」

〒231-0023 横浜市中区山下町 225 番  
 電話:045-681-2903 FAX:045-662-0926  
 Eメール: office-yokohama@ywca.or.jp  
 ホームページ: <http://yokohama-ywca.jp/>

### YWCA

(ワイ・ダブリュー・シー・エー (Young Women's Christian Association))はキリスト教を基盤に、世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参加を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際 NGO です。